

五監公告第 8号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成29年3月29日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
広 野 甲

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査の対象課

上下水道局（上水道・簡易水道事業）

3. 監査の範囲

平成28年度の財務に関する事務、事業の執行等

4. 監査の実施期間

平成29年3月1日～平成29年3月27日

5. 監査の方法

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の結果

監査の結果、事務処理の一部において、不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

- ① 五泉市文書規程第24条（起案書の使用要領）、第30条（決裁月日の記入）、第50条（簿冊の登録及び作成）等に基づく文書及び簿冊の作成が徹底されていない。文書規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。
- ② 各種占用許可に係る申請及び許可書、工事関係書類について、記載誤りや整合性のとれていない事例が多数見受けられた。また、工事完了届の様式が市の様式と異なっている事例も見受けられた。内容の確認を徹底し、適正な事務処理に努められたい。
- ③ 業務委託契約について、実施期間が不明確である等、一部不備が見受けられた。業務内容によっては準備契約方式による年間契約を実施する等、適正な事務処理に努められたい。
- ④ 各種見積書及び請求書について、その発行年月日欄に記載漏れの事例が多数見受けられた。適正な事務処理に努められたい。

(2) 所見

「五泉市水道事業統合基本計画」及び「五泉市水道ビジョン」に基づき、業務の一層の合理化を図るとともに、引き続き有収率の改善・料金の適正化に取り組み、経営の健全化と水道水の安定供給を望むものである。